

# いのち支える自殺対策計画(骨子案)について

# 自殺対策 各計画等項目比較（国・大阪府・茨木市）

資料 3 - 1

国の「自殺総合対策大綱」及び大阪府の「自殺対策計画」を踏まえ、本市の次期計画構成案を作成。

【国】自殺総合対策大綱（R4.10～）	【大阪府】自殺対策計画（R5.3～）	【茨木市】いのちを支える自殺対策計画（現計画）	【茨木市】いのちを支える自殺対策計画（次期計画）案	
<b>基本認識</b>	<b>基本的な認識</b>	<b>基本的な考え方</b>	<b>基本的な認識</b>	<b>国・府の関連項目</b>
自殺は、その多くが追い込まれた末の死である	自殺は、その多くが追い込まれた末の死である	生きることの包括的な支援として取り組む	自殺は、その多くが追い込まれた末の死である	国・府と同様。
年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている	自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、府域全体で対策を推進する	関連施策と連携を強化して、総合的な対策を推進する	自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、市域全体で対策を推進する	国：年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだ続いている 国：新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進 国：地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する 府：自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する 府：自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、府域全体で対策を推進する
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進		自殺対策の対応の段階に応じて、効果的な対策を推進する		
地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する		こころの健康問題を市民一人一人の問題として取り組む		
		関係者の役割を明らかにし、関係者による連携・協働を推進する		
<b>基本方針</b>	<b>基本的な方針</b>	<b>基本施策</b>	<b>基本的な方針</b>	
生きることの包括的な支援として推進する	生きることの包括的な支援として取り組む	地域におけるネットワークの強化	生きることの包括的な支援として取り組む	国・府と同様。
関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	府民一人ひとりの問題として取り組む	自殺対策を支える人材の育成	市民一人ひとりの問題として取り組む	府の項目を踏まえて設定。
対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	社会的要因を踏まえて取り組む	市民への周知と啓発	社会的要因を踏まえて取り組む	府の項目を踏まえて設定。
実践と啓発を両輪として推進する	事前対応、危機対応、事後対応ごとに取り組む	生きることの促進要因への支援	対応の段階に応じた効果的な対策に取り組む	国：対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 府：事前対応、危機対応、事後対応ごとに取り組む
国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する	自殺の実態に基づき継続的に取り組む	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	自殺の実態に基づき継続的に取り組む	府：自殺の実態に基づき継続的に取り組む 府：自殺の状況に関する調査・分析を推進する
自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する	関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む		関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	国：関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 府：関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
	市町村、関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する		関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する	国：国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 府：市町村、関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する
<b>重点施策</b>	<b>重点施策</b>	<b>重点施策</b>	<b>重点施策</b>	
地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する	府民のこころの健康づくりを進める	勤務問題にかかわる自殺対策の推進	市民のこころの健康づくりを進める	国：遺された人への支援を充実する 府：府民のこころの健康づくりを進める 府：遺された人の支援を充実する
国民一人ひとりの気付きと見守りを促す	府民一人ひとりの気付きと見守りを促す	高齢者の自殺対策の推進	市民一人ひとりの気付きと見守りを促す	国：国民一人ひとりの気付きと見守りを促す 府：府民一人ひとりの気付きと見守りを促す
自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	社会的な取組みで自殺を防ぐ	生活困窮者支援と自殺対策の連動	社会的な取組みで自殺を防ぐ	国：社会全体の自殺リスクを低下させる 国：自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 国：女性の自殺対策を更に推進する 府：社会的な取組みで自殺を防ぐ 府：自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	自殺対策に関わる人材の育成及び資質の向上を図る	子ども・若者に関わる自殺対策の推進	自殺対策に関わる人材の育成及び資質の向上を図る	国：自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る 府：自殺対策に関わる人材の育成及び資質の向上を図る
心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	適切な精神科医療を受けられるようにする		適切な精神保健・医療・福祉サービスを受けられるようにする	国：適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 府：適切な精神科医療を受けられるようにする
適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ		関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する	国：関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 国：民間団体との連携を強化する 府：関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
社会全体の自殺リスクを低下させる	遺された人の支援を充実する		地域レベルの実践的な取組みを推進する	国：地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する 府：地域レベルの実践的な取組みを支援する
自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	自殺の状況に関する調査・分析を推進する		子ども・若者の自殺対策を更に推進する	国：子ども・若者の自殺対策を更に推進する 国：女性の自殺対策を更に推進する 府：子ども・若者の自殺対策を推進する
遺された人への支援を充実する	関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する			
民間団体との連携を強化する	地域レベルの実践的な取組みを支援する			
子ども・若者の自殺対策を更に推進する	子ども・若者の自殺対策を推進する			
勤務問題による自殺対策を更に推進する				
女性の自殺対策を更に推進する				

※赤字は、今回の自殺総合対策大綱において新設された項目。

## 第4章 いのち支える自殺対策計画（第2次）

### 第1節 前計画の評価と課題

本市では、自殺対策基本法（以下、「基本法」という。）における市町村自殺対策計画として、平成31年3月に「茨木市いのち支える自殺対策計画（以下、「市自殺対策計画」という。）」を策定し、全庁的な取組として自殺対策を推進してきました。

市自殺対策計画では、以下のとおり、5つの基本的な考え方のもと、自殺対策の推進において基盤となる5つの基本施策や、本市の自殺の実態を踏まえた4つの重点施策に加え、様々な分野における「生きることの包括的な支援」として、生きる支援に関連する施策に取り組んできました。

#### 基本的な考え方

- 1 生きることの包括的な支援として取り組む
- 2 関連施策と連携を強化して、総合的な対策を推進する
- 3 自殺対策の対応の段階に応じて、効果的な対策を推進する
- 4 こころの健康問題を市民一人ひとりの問題として取り組む
- 5 関係者の役割を明らかにし、関係者による連携・協働を推進する

#### 基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

#### 重点施策

- 1 勤務問題にかかわる自殺対策の推進
- 2 高齢者の自殺対策の推進
- 3 生活困窮者支援と自殺対策の連動
- 4 子ども・若者に関わる自殺対策の推進

#### 生きる支援に関連する施策

庁内各課が取組んでいる「生きることの支援」につながる可能性がある事業

## 1 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化

(取組内容を記載)

#### 【評価】

(評価を記載)

#### 【課題】

(課題を記載)

(2) 自殺対策を支える人材の育成

(取組内容を記載)

**【評価】**

(評価を記載)

**【課題】**

(課題を記載)

(3) 市民への啓発と周知

(取組内容を記載)

**【評価】**

(評価を記載)

**【課題】**

(課題を記載)

(4) 生きることの促進要因への支援

(取組内容を記載)

**【評価】**

(評価を記載)

**【課題】**

(課題を記載)

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(取組内容を記載)

**【評価】**

(評価を記載)

**【課題】**

(課題を記載)

## 2 重点施策

### (1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進

(取組内容を記載)

#### 【評価】

(評価を記載)

#### 【課題】

(課題を記載)

(2) 高齢者の自殺対策の推進

(取組内容を記載)

**【評価】**

(評価を記載)

**【課題】**

(課題を記載)

(3) 生活困窮者支援と自殺対策の連動

(取組内容を記載)

**【評価】**

(評価を記載)

**【課題】**

(課題を記載)

(4) 子ども・若者に関わる自殺対策の推進

(取組内容を記載)

**【評価】**

(評価を記載)

**【課題】**

(課題を記載)

## 2 生きる支援に関連する施策

(取組内容を記載)

### 【評価】

(評価を記載)

### 【課題】

(課題を記載)

## 3 目標の達成状況

	平成 27 年 (2015 年) 〈計画策定時〉	令和 4 年 (2022 年) 〈現状値〉	令和 4 年 (2022 年) 〈目標値〉	目標の考え方
自殺死亡率	13.3	13.4	10.3	国の「自殺総合 対策大綱」の目 標から算出

## 4 今後の課題

(今後の課題を記載)

## 第2節 いのち支える自殺対策計画（第2次）

### 1 基本的な認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

(内容記載)

(2) 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、市域全体で対策を推進する

(内容記載)

## 2 基本的な方針

### (1) 生きることの包括的な支援として取組む

(内容記載)

### (2) 市民一人ひとりの問題として取組む

(内容記載)

### (3) 社会的要因を踏まえて取組む

(内容記載)

### (4) 対応の段階に応じた効果的な対策に取組む

(内容記載)

(5) 自殺の実態に基づき継続的に取組む

(内容記載)

(6) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む

(内容記載)

(7) 関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する

(内容記載)

### 3 重点施策

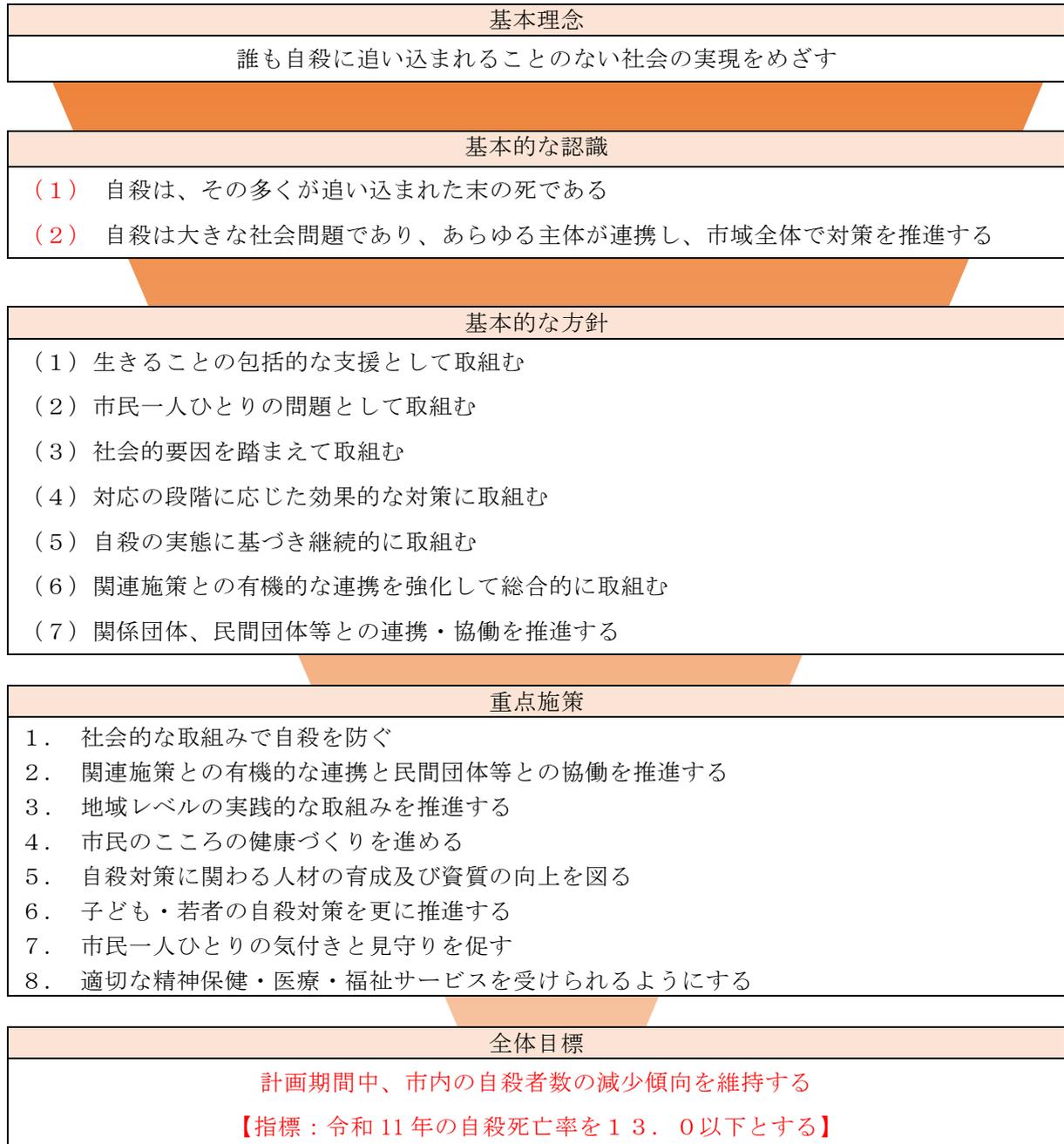
- 【重点施策1】 社会的な取組みで自殺を防ぐ
- 【重点施策2】 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
- 【重点施策3】 地域レベルの実践的な取組みを推進する
- 【重点施策4】 市民のこころの健康づくりを進める
- 【重点施策5】 自殺対策に関わる人材の育成及び資質の向上を図る
- 【重点施策6】 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 【重点施策7】 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 【重点施策8】 適切な精神保健・医療・福祉サービスを受けられるようにする

### 4 目標値

(目標値について記載)

## 5 施策体系

### 〈施策体系図〉



## 6 具体的な取組み

### 基本目標 1 お互いにつながり支え合える

#### 施策（1）社会的な取組みで自殺を防ぐ（【重点施策1】）

(内容記載)

#### 【主な取組】

- ・
- ・
- ・

施策（２）関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する  
（【重点施策２】）

(内容記載)

【主な取組】

- ・
- ・
- ・

施策（3）地域レベルの実践的な取組みを推進する（【重点施策3】）

(内容記載)

【主な取組】

- 
- 
-

**基本目標 2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる**

**施策（1）市民のこころの健康づくりを進める（【重点施策4】）**

(内容記載)

**【主な取組】**

- 
- 
-

**基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる**

施策（1）地域レベルの実践的な取組みを推進する（【重点施策3】）【再掲】

施策（2）自殺対策に関わる人材の育成及び資質の向上を図る（【重点施策5】）

(内容記載)

**【主な取組】**

- ・
- ・
- ・

## 基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）社会的な取組みで自殺を防ぐ（【重点施策１】）【再掲】

施策（２）関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する  
（【重点施策２】）【再掲】

施策（３）市民のこころの健康づくりを進める（【重点施策４】）【再掲】

施策（４）子ども・若者の自殺対策を更に推進する（【重点施策６】）

(内容記載)

### 【主な取組】

- ・
- ・
- ・

**基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる**

施策（1）市民一人ひとりの気付きと見守りを促す（【重点施策7】）

(内容記載)

**【主な取組】**

- ・
- ・
- ・

**基本目標 6 持続可能な社会保障制度を推進する**

施策（1）適切な精神保健・医療・福祉サービスを受けられるようにする  
（【重点施策 8】）

（内容記載）

【主な取組】

- ・
- ・
- ・

## 7 推進体制等

### (1) 推進体制

#### ①茨木市総合保健福祉審議会（茨木市健康医療推進分科会）

(内容記載)

#### ②茨木市自殺対策ネットワーク連絡会

(内容記載)

#### ③茨木市自殺対策推進会議

(内容記載)

### (2) 進行管理

## 次期計画の目標について

## 【自殺総合対策大綱】

自殺対策の数値目標（令和4年10月閣議決定）

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たり自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。

（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）

## 【大阪府自殺対策計画】

※ 計画期間 令和5年度～10年度（6年間）

全体目標（令和5年3月）

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、「計画期間中、府内の自殺者数の減少傾向を維持する」を目標とすることとし、指標は、大綱の数値目標を参考に、令和9年の自殺死亡率を13.0以下とする。

## 【茨木市いのち支える自殺対策計画】

※ 計画期間 令和6年度～11年度（6年間）

「計画期間中、市内の自殺者数の減少傾向を維持する」を目標とすることとし、指標は、大綱の数値目標を参考に、令和11年の自殺死亡率を13.0以下とする。

（令和5年8月3日 茨木市自殺対策推進会議で検討）

## 【参考 現計画】

「令和8年（2026年）までに自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少」

自殺統計に基づく自殺死亡率：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

死亡率	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R08
目標値	—	—	—	—	—	—	—	—	10.3	9.4
現状値	13.27	11.10	15.32	12.43	10.99	13.46	10.59	13.40		

※ 自殺死亡率は、人口で除し10万人当たりの数値に換算したものの。